

# 国民健康保険税

納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険（以下、国保）に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

擬制世帯主の世帯の場合、世帯主の所得等は国民健康保険税の算定に含めません。しかし、軽減判定をする際には、その所得を含めて計算を行います。

## 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過制度

国保に加入していても、75歳になると後期高齢者医療制度へ移ります。国保に加入していた人が、後期高齢者医療制度に移行する場合、国保税の軽減措置が受けられなくなることがあります。その際、国保税の負担が急に増えないように一定期間、次の措置があります。

①国保税の軽減（7・5・2割減額）所得を計算するとき、後期高齢者医療制度に移った人も含めて判定を行います。世帯構



▲国民健康保険税は、健診などの予防事業の財源にもなります。（写真はイメージです）

成や所得が変わらない場合、これまでと同じ軽減が受けられます。

②国保から後期高齢者医療制度に移ったことにより国保世帯が単身世帯となった場合、移行後5年目まで平等割が半額に軽減されます。6年目から8年目までは、平等割が4分の3に軽減されます。

③社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移ったことにより、その被扶養者で国保加入の時点で65歳以上75歳未満の人（旧被扶養者）が国保に加入する場合には、次の減免があります。この場合は申請が必要です。

・旧被扶養者に係る所得割が課税されません。  
・旧被扶養者に係る均等割が半

額に軽減されます。ただし、5割7割軽減世帯に該当する場合は、その軽減が優先されます。  
・加入者が旧被扶養者のみの場合は、平等割が半額に軽減されます。ただし、5割7割軽減世帯に該当する場合は、その軽減が優先されます。

【手続きに必要なもの】資格喪失証明書、印鑑

## 納付方法は二通り

### ▼特別徴収

支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただく方法です。世帯主が国保に加入しており、次のすべてに当てはまる場合が対象です。

- ・国保加入者全員が65歳以上75歳未満である場合。
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合。

・世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合。  
※年度途中で65歳、75歳になる場合は、普通徴収になることが

あります。

※特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望する世帯主は、申し出により変更できます。

### ▼普通徴収

納付書または口座振替で納付していただく方法です。

## 平成28年度普通徴収・特別徴収の納付月

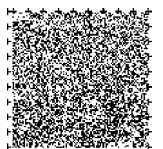
| 月    | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 普通徴収 |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 特別徴収 | ○ |   | ○ |   | ○ |   | ○  |    | ○  |   | ○ |   |

### 問い合わせ

課税について  
納税について  
資格について

税務課市民税係  
税務課収納係  
保険年金課

（電話 23-3040）  
（電話 23-3043）  
（電話 23-3087）



## 市県民税

市県民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納めていただく税金です。

安来市では、事業所などから提出された給与支払報告書や、本年2～3月に申告いただいた内容をもとに、平成28年度の税額を決定しています。

### ◎平成28年度の主な改正点

○「ふるさと納税」制度に係る寄付金税額控除額の拡充

自治体に対する寄付金（ふるさと納税）の特例控除限度額が、

住民税所得割額の10%から20%に引き上げられます。

▽平成27年度以前（平成26年12月31日以前に寄附した場合）

…所得割額の10%

▽平成28年度以後（平成27年1月1日以後に寄附した場合）

…所得割額の20%

○公的年金からの特別徴収制度の見直し

4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給されており、年金所得に係る市県民税が課税とな

る人については、公的年金からの引き落とし（年金特別徴収）により納めていただくこととなっています。

この年金からの引き落とし額の算出方法が、平成28年10月以降、下表のとおり変更となります。

※特別徴収…税金を年金などからあらかじめ引き去りをして徴収すること。

問い合わせ…税務課市民税係  
(電話23-3040)へ

|    | 仮徴収                                |    |    | 本徴収             |     |    |
|----|------------------------------------|----|----|-----------------|-----|----|
|    | 4月                                 | 6月 | 8月 | 10月             | 12月 | 2月 |
| 現行 | 前年度分の本徴収税額 ÷ 3<br>(2月分年金引き去り額と同じ額) |    |    | (年税額－仮徴収税額) ÷ 3 |     |    |
| 改正 | (前年度分の年金所得に係る年税額 ÷ 2) ÷ 3          |    |    | (年税額－仮徴収税額) ÷ 3 |     |    |

## 介護保険料

### 介護保険料の年額

| 所得段階      | 保険料（年額）    |
|-----------|------------|
| 第1段階      | 26,880円（注） |
| 第2段階      | 47,040円    |
| 第3段階      | 50,400円    |
| 第4段階      | 60,480円    |
| 第5段階（基準額） | 67,200円    |
| 第6段階      | 80,640円    |
| 第7段階      | 84,000円    |
| 第8段階      | 87,360円    |
| 第9段階      | 90,720円    |
| 第10段階     | 100,800円   |
| 第11段階     | 114,240円   |

（注）低所得者対策として昨年度より所得段階の第1段階の保険料を30,240円から26,880円へ減額しています

平成28年度の介護保険料が決定し、6月中旬に今年度の介護保険料決定通知書を発送しています。保険料の基準額は前年度と同額です。

納付方法は、特別徴収（年金からの引き去り）または普通徴収（納付書による納付、口座振替）のいずれかです。

普通徴収の人は年10期に分けてお支払いいただくことになり

ます。

なお、特別徴収の人には、10月以降の年金からの引き去り額が記載されています。（4～8月分引き去り額は4月にお知らせしています。）

詳しくは通知書に同封の「見方」をご覧ください。

問い合わせ…介護保険課

(電話23-3293)へ

